

～はじめに～

ここでは、性や、性的少数者に関する基本的な概念や用語について解説します。具体的な性的少数者への対応を知る前に、是非一読してください。

1 性とは

性とは、「からだの性」だけで決められるものではなく、詳しくは4つに分かれています。4つの要素で考えてみると、男女だけでなく、その間のどこかに位置する人もいることがわかります。自分に当てはめて考えてください

(1) からだの性（身体的性、Sex）

外見や性染色体で判断するものです。人間の体は多様ですが、出生時に、医師により、外性器、性染色体、性ホルモン等により決定されています。

(2) こころの性（性自認、性の自己認識、Gender Identity）

「自分が自分の性をどう思っているか」ということです。「自分は男性である」、「女性である」と感じる人や、「男性女性両方である」、「どちらでもない」と考える人もいます。医学的治療でこの自己認識を変えることはできません。

※原則として、性別はこの「こころの性」を基準に考えます。

(3) 好きになる性（性的指向、Sexual Orientation）

「自分にとって恋愛や性愛の対象となる性別は何か」ということです。

異性を好きになる人（異性愛者）、同性を好きになる人（同性愛者・レズビアン、ゲイ）、両性を好きになる人（両性愛者・バイセクシュアル）、誰にも恋愛感情を持たない人（アセクシャル）などがあります。

「性的嗜好」ではありません。いわゆる、好みではないということです。性的指向は個人の努力によって変えることができませんし、疾病でもありません。

(4) 性表現（Gender Expression）

自分がしたい自分の性の表現はどのようなものかということです。話し言葉や、仕草、服装、髪型で自分の性を表現している人が多いです。（2）でこころの性を基準にして考えるため、性表現＝こころの性とは限りません。例えば、女性の格好をしているからといって、その人のこころの性が女性とは限りません。



2 性的少数者とは

1の要素の組み合わせにより、様々な性が形づくられています。この中で、性的少数者とは、同性愛者や両性愛者、心の性と体の性が一致しない人などを指し、性的マイノリティとも言います。

さて、性的少数者は、日本にどのくらいいるのでしょうか。見た目では分からず、「周囲にはいない。」「会ったことがない。」という方も多いと思います。それは気付いていないということが大きな理由でしょう。

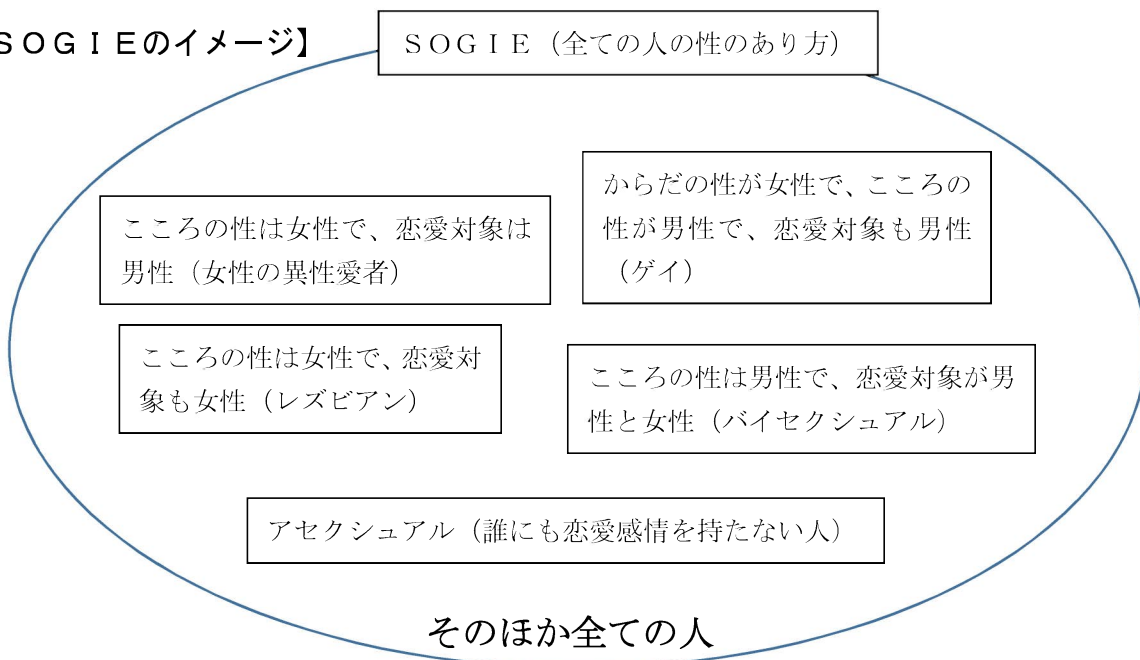
2019年にLGBT総合研究所が約43万人に調査した「LGBT意識行動調査2019」では、約10%の人が性的少数者となっています。参考情報として記しておきます。

では、おそらく皆さんが一度は耳にしたことがあるであろう「LGBT」という言葉について解説します。

用語	意味	備考
L (レズビアン)	こころの性が女性で、恋愛対象も女性	性的指向
G (ゲイ)	こころの性が男性で、恋愛対象も男性	性的指向
B (バイセクシュアル)	こころの性を問わず、恋愛対象が男性と女性	性的指向
T (トランスジェンダー)	からだの性とこころの性が一致しないため、からだの性に違和感を持つ人	性自認

最近では、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity)、性表現 (Gender Expression) を合わせて、SOGIE (ソジー) という言い方をすることが多くなってきています。**LGBTは特定の人を表わす言葉ですが、全ての人に性的指向と性自認、性表現はあるため、SOGIEは全ての人にあてはまる言葉となっています。** 今後は、このSOGIEという言葉が浸透していくと思われます。

【SOGIEのイメージ】



3 カミングアウトとアウトティング

(1) カミングアウト

本人が自発的に他者に知られていない自らのことを公表することです。

カミングアウトは大変勇気のいる行動です。周囲の性的少数者への理解や認識不足があり、自信を持ってカミングアウトできない人はたくさんいます。また、カミングアウトを決意して実行した後でも、理解してもらえずに、採用を拒否されたり、差別を受ける人もいます。

カミングアウトをされたとき、まず言えることは、「あなたは、その人からかなり信頼されている」可能性があるということです。カミングアウトをする側は、「あなたに嘘をついて接するのが心苦しくなった。」「職務上（例えば、性別適合手術を受けるため、長期の休暇が必要）知ってもらう必要が出てきた。」などでカミングアウトをします。

それでは、カミングアウトをされたときに、どのような態度で接したら良いのでしょうか。

- ① 否定をせずに、まずは話を最後まで聞く。
- ② 「ありがとう」や「よく打ち明けてくれました」などの気持ちに寄添う言葉をかける。
- ③ どうしてカミングアウトしたのかを聞いてみる。
- ④ **どこまでの人が、この情報を知っているのか聞いて、原則として「当事者間限り」であることを確認する。なお、明らかにしてよいのであれば、どこまでの人に、どの内容まで明らかにしてよいかを明確にしておく。**
- ⑤ 相談を望んでいる場合は相談窓口を伝える。

①～⑤、性的少数者からのカミングアウトを受けた場合に限らず、相談を受けた場合に共通する事項がほとんどです。しっかり話を聴くことが大前提です。

特に大切なのが、④です。もし、カミングアウトした本人の望まない情報の拡散をした場合には、(2)で解説する「アウトティング」となり、重大な人権侵害となる恐れがあります。

相談窓口は以下のとおりです。相談を受けた人も悩むことがあると思います。そのときは遠慮なく下記の相談窓口に連絡してみてください。

- ・総務部 人事課・・・・・・・・・・・・・・・・・・097-506-2305
 - ・生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課・・・・・・・・097-506-3172, 3176
 - ・LGBT等に関する相談窓口 (R3.6～、毎月第3土曜日:10～12時) 070-4793-4407
 - ・よりそいホットライン (24時間)・・・・・・・・・・・・・・・・0120-279-338
- ガイダンスが流れたら、「4」を選択。(性的指向及び性自認の専用相談先)

(2) アウティング

本人以外の人が、本人の了解を得ずに、本人が公表していないその人のことを他の人に伝えることを言います。

カミングアウトは、あなたを信用して打ち明ける行為なので、アウティングをすることは、カミングアウトした人の心を大きく傷つけるとともに、重大な人権侵害となります。

ある大学では、ゲイである事を、同じ大学の学生からアウティングされた学生が、大学の構内で亡くなる事件がありました（遺族とアウティングをした学生間では和解成立。その後の対応を巡って、遺族と大学の訴訟は継続中）。このように、アウティングは、された側を追い詰めてしまう可能性があります。

また、意識しないでアウティングをする可能性があることにも注意が必要です。例えば、からだの性が女性で、性自認が男性のトランスジェンダーの方で、一般的にはカミングアウトをしていない人を、うっかり人前で「彼」と呼んでしまったりすることにも十分注意をはらわなくてはなりません。

コラム1

レインボーとは



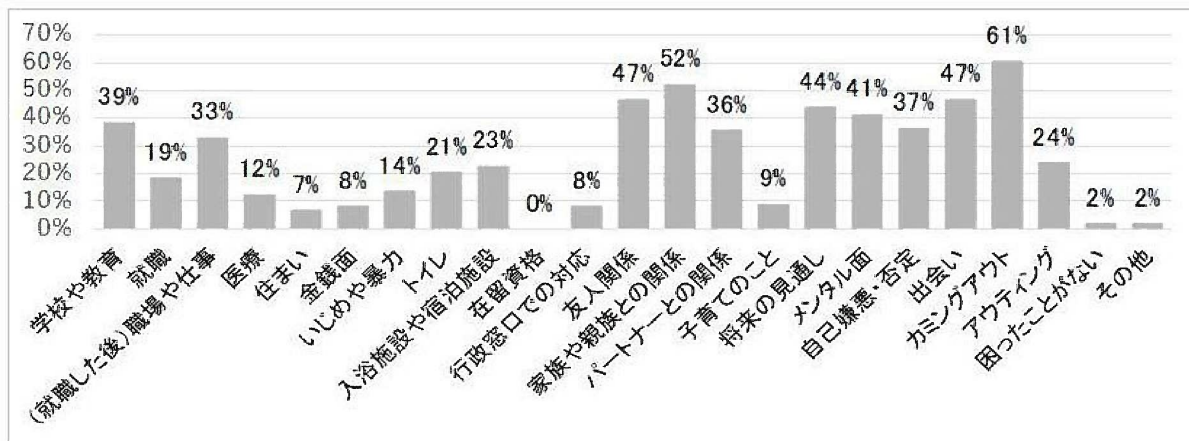
性的少数者やアライ（自身は性的少数者ではないが、性的少数者を積極的に応援していることを表明している人）が集まり、街中を練り歩くレインボーパレードの様子をニュースなどで見たことがある人もいると思います。「レインボー」はその境目がグラデーションになっているので、レインボーカラーは、それぞれの人で異なる、性の多様性を表わす色として、性的少数者のパレードやイベントでは度々登場します。

コラム2

大分県の性的少数者の困りごと

「SOGIEサポートチームココカラ！」（大分県内の当事者支援団体）が2018年9月に実施した性的少数者の困りごとのアンケート結果（145人回答、複数回答可）は以下のようになっています。

【セクシュアルマイノリティであること今までにどのようなことについて困りましたか】



「カミングアウト」や「家族・親戚・友人との関係」で困っている割合が高くなっています。これは、自分の性的指向や性自認を、自分の身近な人に打ち明ける事に対するハードルが高いことのあらわれだと思われます。カミングアウトすることで、身近な人、特に家族と疎遠になってしまうかもしれないといったおそれを感じるようです。

自由記載欄では、「同性と付き合ってるのをカミングアウトしたら親との縁がきれた。」「上司との面接で、ゲイか否か、結婚の予定等を定期的に聞かれる。」「外出先、会社、どこに行っても【あの人は男？女？】という言葉や対応、視線にさらされ、常にストレスを感じている。」等の切実な声があります。**このような声を踏まえて、私たちに何ができるかを考えることが大切ではないでしょうか。**

コラム3

同性婚とパートナーシップ制度

2020年4月現在、日本では同性婚は、法律で定められていません。世界を見ると、28の国と地域で同性婚が法制化されています。

一方、日本では、2015年11月に渋谷区が「同性パートナーシップ証明書」、世田谷区が「パートナーシップ宣誓受領証」交付を始めたのに続き、2021年4月現在、103の地方自治体で「パートナーシップ制度」を導入しています。これは、現行の法制度における婚姻と同様の権利を保障するものではありません。大分県内では、臼杵市が導入しています。

このパートナーシップ制度はその地方自治体内でのみ有効であり、その趣旨に賛同する機関において、法制度における婚姻に準じた関係が認められることがあります。具体的には、手術の同意や、公営住宅への入居といった場面でパートナーシップ証明書が利用できることがあります。

★パートナーシップ制度を導入している主な自治体

導入年	導入自治体
2015年	渋谷区、世田谷区
2016年	那覇市
2017年	札幌市、福岡市
2018年	福岡市、中野区、
2019年	北九州市、熊本市、宮崎市、長崎市、横浜市、千葉市、豊島区、江戸川区、茨城県（※）
2020年	大阪府（※）、港区、文京区、さいたま市、群馬県（※）
2021年	松本市、西宮市、臼杵市

※県域での導入

★県内の当事者支援団体★

■SOGIEサポートチームココカラ！

セクシャリティ（性のありよう）のことで悩んでいる人とつながることや啓発活動をおこなうことを目的に活動しています。交流会も実施しています。詳細やお問い合わせは下記アドレスから。

ホームページアドレス・・・<http://293sk.xii.jp/>